

## 会告

## 認定輸血検査技師制度協議会認定輸血検査技師制度規則変更

平成 11 年 6 月 29 日に開催された認定輸血検査技師制度協議会で認定輸血検査技師制度規則の一部を次のとおり改訂致しました。また、本学会誌記事に変更内容と改訂後の制度規則(全文)を掲載致しましたのでご一読下さい。

認定輸血検査技師制度協議会

## 規則変更内容

## 1) . 認定輸血検査技師制度施行細則 第 9 条に下線部が追加

第 9 条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して 30 単位以上あるものとする。うち少なくとも 10 単位は輸血学会関連でなければならない。但し、平成 16 年度以降に更新する場合は、学会または技師会が全国または地区で開催する研修会に更新までの 5 年間に少なくとも 1 回は参加しなければならない。

2. 更新時には、日本輸血学会の会員であることを必要とする。また、臨床検査技師は、日本輸血学会の会員であることに加えて、日本臨床衛生検査技師会の会員であることを必要とする。

## 2) 認定輸血検査技師の更新申請に関する資格審査基準単位の下線部が変更

(変 更 後)

学会参加	日本輸血学会総会	10	
	日本輸血学会秋季シンポジウム	10	
	日本輸血学会支部会例会	5	
	国際輸血学会総会, アメリカ血液		
	銀行協会総会 (AABB) 等	8	
	日本臨床衛生検査学会	8	
	日本臨床衛生検査地方会	3	
	日本臨床病理学会総会	8	
	日本臨床病理学会地方会	3	
	日本血液事業学会総会	8	
	<u>その他の輸血医学関連学会総会</u>	3	
研究発表	原著論文 (筆頭)	10	輸血医学関連に限る
	原著論文 (共同)	5	同上
	その他の論文 (筆頭)	5	同上
	その他の論文 (共同)	3	同上
	学会発表 (筆頭)	5	同上 ( <u>抄録記録のあるもの</u> )
	学会発表 (共同)	3	同上

講習会、研修会等参加	5	輸血医学関連に限る
学会主催の教育活動等	5	輸血医学関連の委員
技師養成学校での教育	5	輸血医学関連に限る

日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。

4 団体（輸血学会、日臨技、臨床病理、同学院）が主催または共催したものに限り、その他は審議会において審査する。

（変更前）

学会参加	日本輸血学会総会	10
	日本輸血学会秋季シンポジウム	10
	国際輸血学会総会，アメリカ血液	10
	銀行協会総会（AABB）等	8
	日本臨床衛生検査学会	8
	日本臨床衛生検査地方会	3
	日本臨床病理学会総会	8
	日本臨床病理学会地方会	3
	日本血液事業学会総会	8
	日本輸血学会支部会例会	5
	その他の輸血医学関連学会総会	
	研究会、講演会等	3
	学会発表（筆頭）	5
	同上（共同）	3
研究発表	原著論文（筆頭）	10
	原著論文（共同）	5
	その他の論文（筆頭）	5
	その他の論文（共同）	3
学会、講演会、研修会等参加		5
学会主催の教育活動等		5
技師養成学校での教育		5

日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。

発表内容は輸血医学関連のものに限る。